

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金（基礎年金）の被保険者数の比率であるが、平成 22(2010)年度で 2.4 であるが、平成 27(2015)年度には 2.0、平成 37(2025)年度には 1.7 と急速に下降し、その後、平成 82(2070)年度に 1.0 に達した後は微増し、平成 117(2105)年度には 1.1 になるものと見通される。

老齢基礎年金受給者数に対する基礎年金の被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 20 歳以上 60 歳未満人口に対する 65 歳以上人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、平成 22(2010)年度で 170 万人であるが、その後やや増加し、平成 37(2025)年度には 180 万人となる。以降、180 万人程度で推移した後、人口の減少に応じて減少し、平成 117(2105)年度には 90 万人になるものと見通される。

一方、遺族基礎年金受給者数については、今後 10 万人程度で推移し、緩やかに減少するものと見通される。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある妻及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。